

## 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める開示事項)

2021 年 7 月 1 日

双日株式会社  
双日マシナリー株式会社

2021年7月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号  
双日株式会社  
代表取締役 藤本 昌義

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号  
双日マシナリー株式会社  
代表取締役 松本 幸久

双日株式会社（以下「双日」といいます。）と双日マシナリー株式会社（以下「SOMAC」といいます。）は、2021年4月16日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、双日とその先端産業・軸受事業に関して有する権利義務について、双日を吸収分割会社、SOMACを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に際して、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める開示事項は下記のとおりです。

### 記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
本吸収分割は、2021年7月1日に効力を生じました。
2. 吸収分割会社（双日）における次に掲げる事項
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）  
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であり、会社法第784条の2ただし書きに規定する場合に該当しますので、本吸収分割において該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）  
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であり、会社法第785条第1項第2号に規定する場合に該当しますので、本吸収分割において該当

事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

本吸収分割において対象となる新株予約権はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

双日は、会社法第 789 条第 2 項に従い、2021 年 5 月 14 日付で官報に公告し、かつ電子公告を行いました。異議申述期限である 2021 年 6 月 14 日までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社（SOMAC）における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法 796 条の 2 の規定に従い、SOMAC に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

SOMAC は、会社法第 797 条第 3 項に従い、2021 年 6 月 4 日に、株主に対する通知を行いました。同条第 1 項の規定による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

SOMAC は、会社法第 799 条第 2 項に従い、2021 年 5 月 14 日付で官報に公告し、かつ 2021 年 5 月 19 日付で日刊工業新聞に公告を行いました。異議申述期限である 2021 年 6 月 21 日までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社（SOMAC）が吸収分割会社（双日）から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

SOMAC は、本吸収分割が効力を生じた日である 2021 年 7 月 1 日をもって、双日から、本吸収分割契約に定める双日の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の規定による本吸収分割の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 7 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）  
該当事項はありません。

以 上